

政府におけるオープンデータの取組状況



平成29年11月27日
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

1. 官民データ活用推進基本法の策定等の動き

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- ◆ **基本理念**
 - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
 - ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
 - ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
 - ④官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用
- ◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務**
- ◆ **法制上の措置等**

附則

- ◆ 施行期日は公布日
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定(努力義務)

第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆ **国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し(コンテンツ流通円滑化を含む)**
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織(議長は内閣総理大臣)
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備(議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等)
- ◆ 地方公共団体への協力

官民データ活用推進基本法の第11条により、

- ・ 国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務化された。
- ・ 事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定された。

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第11条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○安倍内閣総理大臣 発言

「先週施行された『官民データ活用推進基本法』の下、安全・安心に、個人情報に配慮しつつ、オープンデータを強力に推進してまいります。

IT総合戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置し、そして民間ニーズに即して重点分野を定め、2020年までを集中取組期間として、必要な施策を断行してまいります。関係大臣は議員から提案された具体的な施策と年限を踏まえて検討を進め、直ちに施策を具体化していただきたいと思います。」

（参考）議員から提案された具体的な施策（会議資料より抜粋）

<御立氏>

- オープンデータ先進国化をアベノミクス2.0の柱のひとつとし、2020年までを「オープンデータ集中取組期間」と位置付け、IT戦略本部の下、強力な政府の司令塔機能を設置
- 公共データの「原則オープン化」を制度的に担保し、「開示指針」「活用ルール」を明示的に定める
 - 非開示にする場合は、理由等を開示させる
 - 開示すべきでない個人情報等との線引き等を明示し、活用促進と国民の不安除去
- ベンチャーを含む官民の対話の場を設置し、オープンデータ化を進める重点分野の特定、ならびに関連した規制見直しの特定を行う
（具体例）①2020年東京オリパラ（運行情報、施設情報等）、②自動走行マップ（リアルタイム性のあるデジタル地図）

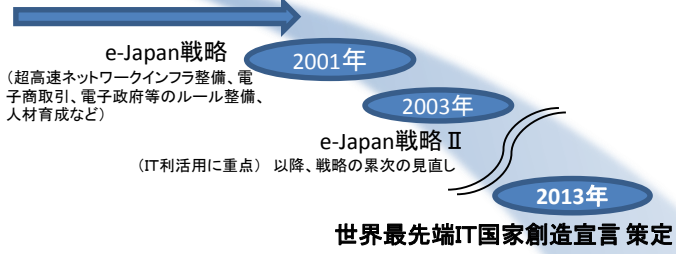
<竹中議員>

公共データを民間に徹底開放し、新たなビジネス創出や社会課題の解決につなげていく。IT総合戦略本部のもとに官民の専門家が集う司令塔を設け、関係会議体と緊密に連携し、集中取組期間を設けて必要な施策を断行するべきである。

1. 「官民データ活用推進基本法」の施行を受け、オープンデータの推進を強力に進めていく。公共データを「原則オープン」にし、我が国が直面する社会保障の諸課題等の解決と、ベンチャー企業等による新しいサービスの実現を後押し
2. IT総合戦略本部のもとに設置される官民データ活用推進戦略会議に官民の専門家を集め、民間ニーズに即して重点的取組分野を定める。2020年までを集中取組期間として必要な施策を断行

第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】



ここ10年のIT関連技術の進展・利用環境面の変化

【ネットワークインフラの進展】

- **有線**：最大速度1～10Gbps（光ファイバ）
- **無線**：最大速度500Mbps超（4G）
(今後5G（超高速10Gbps）・多数接続といった特徴)の実現（2020年）)
- **クラウドサービスの活用**

【利用環境面】

- **企業等**：一部の企業や業界等では、データの利活用や各種データ連携（標準化も含む）が進展
- **個人レベル**：スマートフォンやウェアラブル端末の登場により、個人の情報発信力が向上、個人に関するデータ量の増大
- **IoT**：モノのインターネットの普及（センサー技術の小型軽量化・低廉化）

国・自治体の取組

- 世界最先端のIT国家を目指して政策を推進
これまでも一定の成果
- ・ 情報システム改革・業務の見直し(BPR)
(運用コスト3割削減、システム数6割削減見込)
(人事・給与システム、旅費システムの統一化等)
- ・ 農地情報公開システム
- ・ 自治体クラウドの推進
- ・ マイナンバー制度の導入
- ・ オープンデータの推進
- ・ SNSを活用した災害時における情報共有の推進等



「データ大流通時代」の到来

- このような環境の変化に伴い、多様かつ大量のデータ利活用により、**AIブームの再到来、ロボットやドローン等の開発も進展。**
(人間の処理能力を超えた範囲のデータ利活用も可能に)
- ⇒ **あらゆる場面で、ネット上の知識や知恵を共有・活用することにより、我々の生活や産業を一変する可能性。**（我が国が超少子高齢化社会に向かいつつある中、生産年齢人口の減少のカバー、高齢者の持つ知識・知恵の継承（高齢者の再活躍の場の提供）、地域の中小企業の活性化を可能にする等）

「データ」がヒトを豊かにする社会(官民データ利活用社会)の実現

「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題(経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保)を踏まえ、**8分野(①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融 ⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動)を重点分野に指定**
将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講ずべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で**高品質な健康・医療・介護サービスを実現し、生涯現役社会を創出**
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる**農業を創出**
- **ダイナミック・マップなど官民のデータの連携や制度整備を通じて自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出**

「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現

(※国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指す。)

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」における主な記載

<分野横断的な施策>

○公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸し

○官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進

○オープンデータ・バイ・デザインの推進

○地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- オープンデータに取り組済の地方公共団体は300団体（平成29年10月現在）であり、全体の約17%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。
- 従来の伝道師の派遣等による支援に加え、平成29年中に地方公共団体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。

<観光分野>

○訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）

<移動分野>

○ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

○公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平常時を超える交通需要への対応や訪日外国人観光客等への対応が必要。
- 平成29年度に官民で諸課題を検討し、平成30年度から順次取組を開始。平成32年度までにオープンデータを活用した公共交通機関の運行情報等の提供を開始することを目指す。
- これにより、同競技大会期間中における円滑な輸送に寄与。

○「官民ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進（うち、自動運転に必要なデータのオープンデータ化等）

本基本指針の位置づけ

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン^(注)の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1. オープンデータの意義

- (1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- (2) 行政の高度化・効率化
- (3) 透明性・信頼の向上

2. オープンデータの定義

- ① 営利目的、非営利目的を問わず
二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、**公開できない理由を原則公開**するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「**限定公開**」といった手法も積極的に活用。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール・・・原則、**政府標準利用規約**を適用。
- (3) 公開環境・・・特にニーズが高いと想定されるデータは、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進。
- (4) 公開データの形式等・・・**機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載**することを原則。法人情報を含むデータは、**法人番号を併記**。
- (5) 公開済みデータの更新・・・**可能な限り迅速に公開**するとともに**適時適切な更新**。

4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの**企画・設計段階から必要な措置**
- (2) 利用者ニーズの反映・・・各府省庁の保有データとその公開状況を整理した**リストを公開**→利用者ニーズを把握の上、**ニーズに即した形での公開**

5. 推進体制

- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（内閣官房IT総合戦略室）・相談窓口（各府省庁）の設置
- (2) 推進体制・・・内閣官房IT総合戦略室は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップを実施等

6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進。
独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。
公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

(注) 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

2. 行政保有データの棚卸し(平成29年10月16日時点 暫定版) 、官民ラウンドテーブルの開催等について

オープンデータの推進に関する今後のスケジュール（案）

2017年								2018年					
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<ul style="list-style-type: none"> ● 官民データ活用推進基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・データの棚卸、官民ラウンドテーブルの開催について決定。 ・平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることを明記。 ● オープンデータ基本指針 <ul style="list-style-type: none"> ・「原則オープンデータとして公開」を明確化 ・「二次利用可」「機械判読可」「無償」など、オープンデータの定義を明確化 											<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体向けガイドライン及び手引書を改定し、公表予定。 ● 推奨データセットの公表 <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が公開することが望ましいデータセット「推奨データセット」を公表予定。 		
<p>各府省庁が保有するデータの実態（管理状況、公開状況）を把握するため、データの棚卸しを実施</p>								<p>府省庁保有データリストの公表</p>					
<p>中間報告 ▲</p>								<p>▲</p>					
<p>棚卸しを継続中</p>								<p>第1回官民RT（観光・移動） ▲</p>					
								<p>第2回官民RT（インフラ、防災・減災、安全・安心） ▲</p>					
								<p>民間事業者へのヒアリングにおいてニーズが多く寄せられた分野について、データ活用を希望する者とデータ保有府省庁等が直接対話する場である「官民ラウンドテーブル」を開催</p>					

官民ラウンドテーブルの目的・概要等

1. 目的

- 民間企業等データ活用を希望する者と、データを保有する府省庁等が直接対話する場を設けることにより、民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することで、データの価値向上と多様なサービスの出現に貢献する。

2. 概要

- 官民データ活用推進基本計画に基づく重点分野をベースとし、オープンデータのニーズの高い分野・データについて、ラウンドテーブルを開催し、議論。
- また、行政保有データの棚卸しの結果リスト公表後に、データ活用ニーズが高い（希望が多く寄せられた）分野・データについても開催を検討。

3. 参加者

- 有識者（オープンデータワーキンググループ有識者、オープンデータ伝道師）
 - データの公開・活用を希望する者（ベンチャー企業を含め公募）
 - データを保有する府省庁等（関係する制度を所管する府省庁等を含む）
 - 内閣官房IT総合戦略室
- ※その他、原則公開で実施し、一般傍聴者を募集する。

官民ラウンドテーブルの開催に向けた準備

1. ヒアリングを通じたニーズの把握

(1) 公開ニーズの高い分野・データを把握するため、ヒアリングを実施

- 実施期間：2017/8/2～2017/9/29
- ヒアリング対象の業種等：
情報・通信、サービス、金融、コンサルティング、自動車、不動産、
建築、測量、農機、シンクタンク、業界団体 等
- ヒアリング方法：
 - ① 個別ヒアリング →データを活用している事業者等について、個別の
対面ヒアリングを実施。(合計26社)
 - ② 書面ヒアリング →経団連・新経連・IT連・VLED経由で、加盟事
業者等に書面ヒアリングを実施。(合計21社)

(2) ヒアリング結果から、公開ニーズを整理

データ種類	官民データ計画における重点分野をベースとした活用分野					
	インフラ、防災・減災、安全・安心	移動	観光	土地	農林水産	...

棚卸し結果に
基づくデータ公開
ニーズを踏まえて
調整

(3) ニーズの高い分野・データに関し、官民ラウンドテーブルを開催

2. データの棚卸しを通じたニーズの把握

- (1) 行政保有データの棚卸し結果（保有データリスト）を公開
- (2) 潜在的なものも含め、データ公開ニーズを掘り起こし

〇〇省保有データリスト

公開状況

...データ ○

...データ ×

...データ ○

...データ ○

...データ ×

公開希望あり

公開条件の
変更希望あり

公開希望あり

今後の官民ラウンドテーブルの開催分野について（案）

■ 官民ラウンドテーブルの開催対象の分野

ヒアリング結果から、ニーズの高い以下の3分野について、官民ラウンドテーブルを実施していく。

分野	ニーズのあるデータ（例）※1	データ保有府省庁等 ※2	利活用イメージ（例）
観光・移動	訪日外国人流動データ（FF-Data）	国土交通省	訪日外国人の移動・消費動向等の把握による、地方創生取組推進への活用、法人支援・マーケティングへの活用。
	出入国管理データ	法務省等	
	観光地来訪者人数データ（国籍、性年代別）	観光庁	
	訪日外国人観光客消費データ	観光庁	
	飲食店営業許可状況データ	厚生労働省等	地図サービス等へのタイムリーな飲食店の表示。
	公共交通データ （時刻表、経路、現在位置等）	国土交通省等	交通需要の予測や経路検索による住民への生活支援サービスや観光客向けのナビゲーションサービスの提供。
インフラ、防災・減災、安全・安心	衛星画像データ	経済産業省、文部科学省等	地形の広範囲かつ詳細な特徴把握による防災・減災サービスの高度化。
	気象データ（局所的、実測値ベース）	気象庁	災害の発生予想による防災計画への活用や、ドローン飛行計画の立案等のドローン物流サービス、無人航空機管制システムでの活用。
	交通事故発生状況データ	警察庁	交通事故発生の傾向の分析による生活者への交通事故防止等の情報提供サービスへの活用。
	犯罪発生状況データ	警察庁	効果的な防犯カメラ等の設置や、警備員の適切な配置等のセキュリティ計画への反映。
土地・農業	不動産登記データ・登記所備付地図	法務省	不動産取引市場の活性化。
	公共用地活用状況データ	財務省、国土交通省	公的不動産における遊休地（遊休不動産）の有効活用。
	農地台帳に係るデータ	農林水産省等	土壌データとの組み合わせにより、作物に適した農地探しへの活用。
	生育調査に係るデータ	農林水産省等	生育予測モデルの精度向上による収量増や資材コスト削減。
	病害虫に係るデータ	農林水産省等	病害虫発生予測の精度向上による収量増や資材コスト削減。
	肥料・農薬に係るデータ	農林水産省等	栽培履歴管理、適切な肥料・農薬の選択による食の安全確保。
	無人走行農機・ドローンに必要なデータ （RTK-GPS基地局の座標データ）	総務省、国土地理院等	無人走行農機・ドローンの活用による作業効率の改善や省力化。

※1：現在の公開状況や公開ニーズの詳細（粒度・更新頻度・ファイル形式等を含む）について、今後精査の上、官民ラウンドテーブルを開催。

※2：関係する制度を所管する府省庁等を含む。

今年度の官民ラウンドテーブル開催スケジュール（案）

■開催に向けた今後のスケジュール（案）

今年度中に、2回程度官民ラウンドテーブルを開催予定。

	2017年		2018年		
	11月	12月	1月	2月	3月
参加事業者の募集と具体的ニーズの把握	↔		観光・移動	インフラ、防災・減災、安全・安心	
対象となる府省庁等との調整	↔		第1回	第2回	
開催案内と一般傍聴者の募集		↔		↔	
官民ラウンドテーブルの開催			←...▲...→		←...▲...→

今年度の官民ラウンドテーブル開催（案）

■官民ラウンドテーブル当日の進め方イメージ（案）

当日の流れ

対象データ毎に、以下の流れで議論を実施。

①データの公開・活用を希望する者からのプレゼン
データの公開要望について、想定する活用のユースケース（民間データとの組み合わせを含む）をもとにプレゼン。

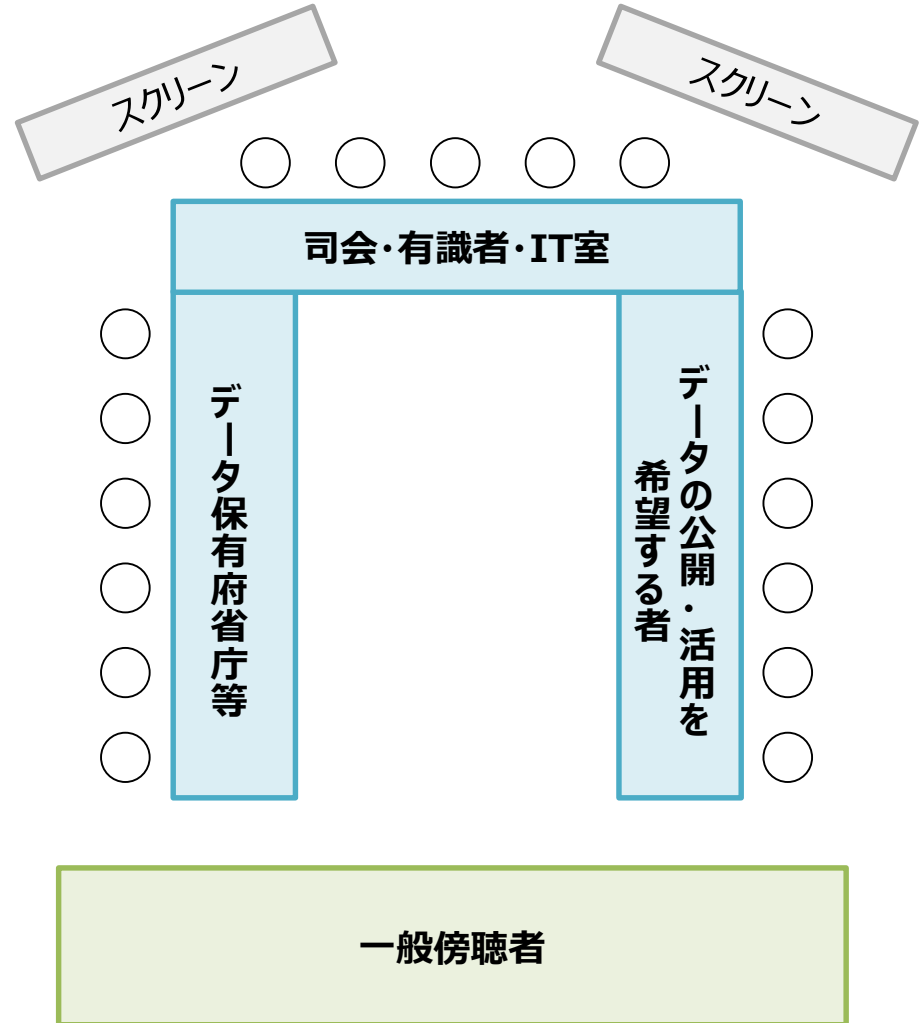
②データ保有府省庁等からの回答
公開要望に対して、データを保有する府省庁等より回答。

③質疑応答意見交換
プレゼン内容・回答内容をもとに、質疑応答。また、データ公開可否・条件等について議論。

【議論の内容】

- オープンデータとして公開可能な場合
→データの粒度・更新頻度・形式・具体的データ項目等について議論
- オープンデータとしての公開が困難な場合
→困難な理由、条件付きの公開方法（例：限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」等）、今後の検討の方向性等について議論
- 公開ができない場合
→公開できない理由について議論

座席配置



官民ラウンドテーブルの参加者募集について

- 官邸ホームページや政府CIOポータル、Facebook等において、府省庁等が保有するデータの公開要望及びラウンドテーブル参加希望者を募集中。
- 今後、提出された要望（対象分野での活用を想定したデータに関する詳細情報（データ項目、更新頻度など）や具体的な活用シーン等）を踏まえ、ラウンドテーブル参加者を選定する予定。

政策会議

▲ トップページへ

トップ > 会議等一覧 > 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部) > 官民ラウンドテーブル開催に向けた府省庁等が保有するデータの公開要望及び参加希望者の募集について

官民ラウンドテーブル開催に向けた府省庁等が保有するデータの公開要望及び参加希望者の募集について

平成29年11月9日

内閣官房 情報通信技術(IT総合戦略室)

内閣官房IT総合戦略室(以下、「IT総合戦略室」という)では、「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下、「IT総合戦略本部」という)決定)等に基づき、「オープンデータ」の取組を推進してまいりました。

昨年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」(以下、「官民データ法」という)第11条においては、国、地方公共団体が保有する官民データについて国民が容易に利用できるような措置を講じることが義務付けられました。

また、本年5月30日のIT総合戦略本部では、官民データ法に基づいて「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(以下、「官民データ計画」という)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/siryou1.pdf>が策定されており、本官民データ計画において、従来の取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインに基づき、今後、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むことが掲げられております。

本取組の1つとして、IT総合戦略室では、民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することで、データの価値向上と多様なサービスの出現に貢献することを目的として、データ活用を希望する国民や民間企業等と、データを保有する府省庁等が直接対話する場である「官民ラウンドテーブル」を以下のとおり開催する予定としております。(詳細は参考1を参照)

【官民ラウンドテーブル】オープンデータに関するご要望内容確認票

「01_ニーズ」シート

記入日： 2017年 月 日

(1) 事業者情報

1	企業名 (必須)	
2	担当者名 (必須)	
3	役職 (必須)	
4	連絡先 (必須)	電話番号
		メールアドレス
5	官民ラウンドテーブルでのニーズ発表事業者としての参加要望 (必須)	

(2) 共通事項

1	対象となる官民ラウンドテーブルのテーマ (必須)	
2	要望提出にあたり、現状抱えている課題やニーズの内容 (必須) ※可能な限り具体的なかつ詳細に記載。 ※説明資料を別途添付いただいても可。	
3	活用を要望するデータ	<番号>1 データ名 (必須)
		<番号>2 データ名
		<番号>3 データ名
		<番号>4 データ名
		<番号>5 データ名
4	(2) 3のデータの具体的な活用方法 (必須) ※説明資料を別途添付いただいても可。	

■ 本シートの記載要領

1)ファイルにつき、1シート記載を行う。

「(2) 共通事項 3 活用を要望するデータ」について、複数データを記載可能。

3. 地方公共団体によるオープンデータの取組

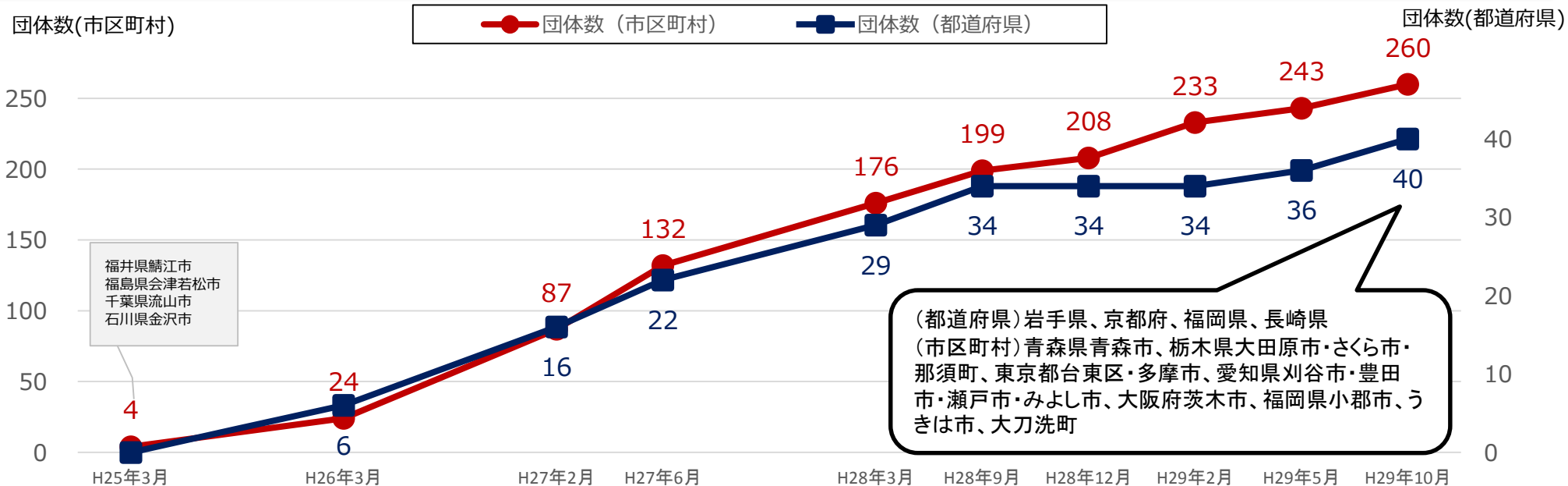
オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移

○官民データ活用推進基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする」と記載。

○「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日、閣議決定）において、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とする旨記載。

○平成29年10月末時点の地方公共団体のオープンデータ取組率は、約17%（300/1,788自治体）。

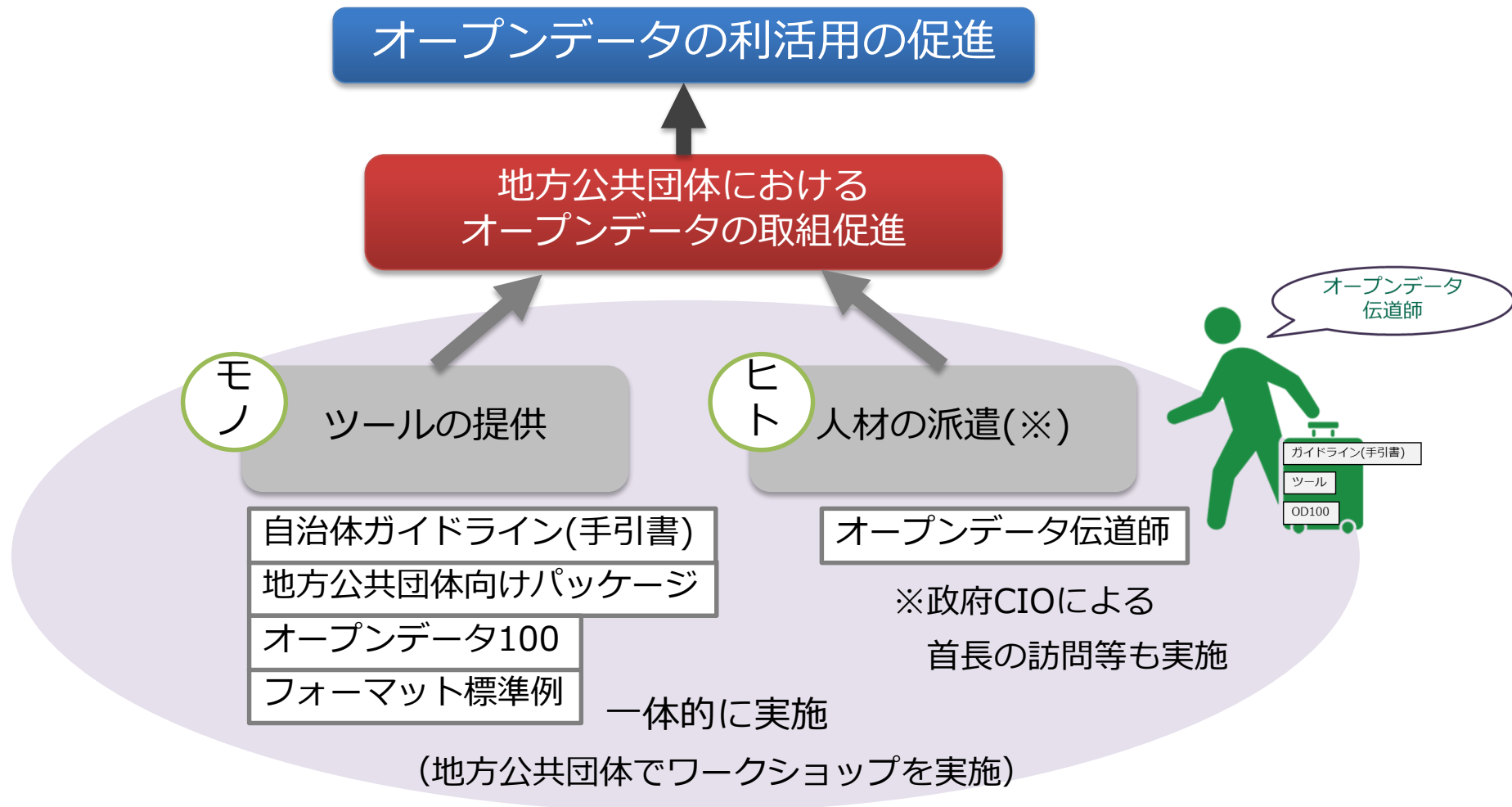
取組済み団体（※）数の推移と各時期における取組開始地方公共団体の例



※ 自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータの説明を掲載し、データの公開先を提示」を行っている都道府県及び市区町村。
(内閣官房IT総合戦略室調べ)

地方公共団体の取組支援

地方公共団体が保有するデータを活用することで、官民協働による公共サービスの提供、地域経済の活性化、行政の高度化・効率化に加え、地域課題の解決等につながることを期待されており、政府は地方公共団体による取り組みを積極的に支援している。



推奨データセット（案）の策定

- 地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット（「推奨データセット」）を策定中。
- 基本データ標準、各種コード等の決定後、年内を目途にベータ版として地方公共団体に周知し、政府CIOポータルで公開予定。また、追加・改善等に関する意見について受け付け、適宜見直す予定。

<推奨データセット（案）一覧>

No.	データセット名	No.	データセット名
1	AED設置箇所一覧	8	公衆トイレ一覧
2	介護サービス事業所一覧	9	消防水利施設一覧
3	医療機関一覧	10	指定緊急避難場所一覧
4	文化財一覧	11	地域・年齢別人口
5	観光施設一覧	12	公共施設一覧
6	イベント一覧	13	子育て施設一覧
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	14	オープンデータ一覧

※検討開始当初の16データセットのうち、「駅、停留所等一覧」、「公共交通機関時刻表」については、継続検討が必要と判断し、上記14データセットを推奨データセットとして提示

<推奨データセットに関する文書一覧>

文書名	概要
推奨データセットについて（参考資料5-1参照）	推奨データセットの位置づけや概要、FAQについてまとめたもの。
データ項目定義書（参考資料5-2参照）	推奨データセットの各項目に関する記載方法やデータ形式等を定めたもの。
フォーマット標準例（参考資料5-3参照）	データ項目定義書に準じて作成したcsv形式の入力フォーマット。
推奨データセットの活用が見込まれるアプリ例（参考資料5-4参照）	推奨データセットを公開することで活用が見込まれるアプリ事例についてまとめたもの。

推奨データセットイメージ

- 「推奨データセット」として、データ項目定義書及びフォーマット標準例等を作成し、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進予定。

項目 No.	項目名	共通定義書	区分	説明	形式	共通定義書での呼称	記入例	先発自治体は公開有無
1	名称	設備>設置地点>名称>表記	○	AEDの設置場所の建物等の名称を記載。	文字列	vad-string	〇〇会館	有
2	名称_カナ	設備>設置地点>名称>カナ表記	○	AEDの設置場所の建物等の名称もカナで記載。	文字列 (金角カナ)	vad-string	〇〇がかん	有
3	住所	設備>設置地点>住所>表記	○	AED設置場所の住所を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列	vad-string	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番	有
4	緯度	設備>設置地点>地理座標>緯度	○	AED設置場所の緯度を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列 (半角文字)	vad-string	35.730457	有
5	経度	設備>設置地点>地理座標>経度	○	AED設置場所の経度を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列 (半角文字)	vad-string	139.747681	有
6	設置位置	設備>設置位置	○	AED設置場所の詳細な設置位置を記載。	文字列	vad-string	1階事務所	有
7	電話番号	設備>設置地点>連絡先>電話番号	○	AED設置場所の連絡先 (電話番号) を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列 (半角文字)	vad-string	000-000-0000	有
8	法人番号	設備>設置者>ID(法人>名称(個人番号)>識別値	○	AED設置主体の法人番号を記載。	文字列 (半角文字)	vad-string	5010005007126	有
9	団体名	設備>設置者>名称>表記	○	AED設置主体の名称を記載。	文字列	vad-string	〇〇市	有
10	利用可能曜日	設備>利用可能時間(※定額スケジュール型)>曜日(曜日)>開始曜日 (注1,注2)	○	AED設置場所が利用可能曜日【】 (金角の範囲) 区切りを記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列	vad-string	月、火、水、木、金	有
11	開始時間	設備>利用可能時間(※バネスケジュール型)>開始時間	○	AED設置場所の開始時間 (開始時間など) を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	時刻 (hh:mm)	vad-time	09:00	有
12	終了時間	設備>利用可能時間(※バネスケジュール型)>終了時間	○	AED設置場所の終了時間 (終了時間など) を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	時刻 (hh:mm)	vad-time	18:00	有
13	利用可能日時特記事項	設備>利用可能時間(※定額スケジュール型)>説明	○	利用可能曜日、開始時間、終了時間についての特記事項(例外(休日、年末早退の発生など) 等の説明)を記載。	文字列	vad-string	月曜日については休日≠利用不可、また、12/31、1/1は休日≠利用不可。	有
14	URL	設備>参照先	○	AED設置場所に関する情報源を示すサイト等を記載。	URI	vad-anyURI	http://www.ooo.jp/abc.html	有
15	備考	設備>備考	○	特記事項等がなければ記載。	文字列	vad-string		有

データ項目定義書

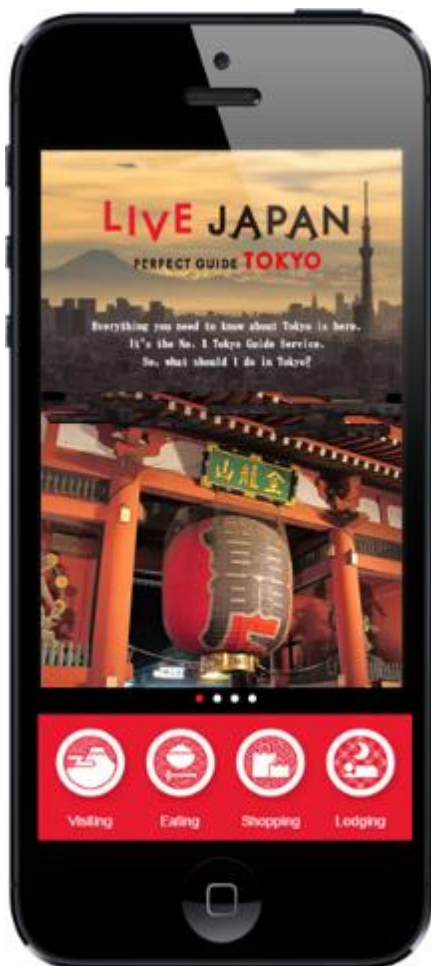
都道府県 コード又は 市区町村 コード	NO	都道府県 名	市区町村 名	名称	名称_カナ	住所	方

フォーマット標準例

推奨データセットの活用が見込まれるアプリ一覧

	AED設置箇所一覧	介護サービス事業所一覧	医療機関一覧	文化財一覧	観光施設一覧	イベント一覧	公衆無線LANアクセスポイント一覧	公衆トイレ一覧	消防水利施設一覧	指定緊急避難場所一覧	地域・年齢別人口	公共施設一覧	子育て施設一覧	オープンデータ一覧	URL
「Yahoo!防災速報」										○					https://emg.yahoo.co.jp/
「Yahoo!ヘルスケア」			○												https://medical.yahoo.co.jp/
「Yahoo! MAP」				○	○	○									https://map.yahoo.co.jp/promo/
「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE TOKYO」	○		○	○	○	○	○	○	○						https://livejapan.com/ja/
「ぐるなびPRO」						○		○			○				https://pro.gnavi.co.jp/
「ぐるなびPRO 物件探しサービス」											○	○	○		https://pro.gnavi.co.jp/bukken/
「レッツエンジョイ東京」								○					○		https://www.enjoytokyo.jp/
乗換案内シリーズ「行き案内」					○	○						○			https://www.jorudan.co.jp/android/norikae/
「SUUMOみんなの街 サイト」			○										○		https://suumo.jp/area

「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE TOKYO」は、観光に便利な情報が集まった訪日外国人のためのワンストップ観光情報サービスです。参画企業37社局の力を結集して、訪日外国人の目線で彼らが本当に必要としている情報やサービスを提供します。



便利マップ機能



- ・Wi-Fiスポット
- ・観光案内所
- ・タクシー乗り場 など

➡ 旅に役立つ
13スポットを案内

緊急時対応情報



- ・110通報/119通報
- ・大使館
- ・公衆電話の場所 など

➡ 緊急特別ツール



提供者：株式会社ぐるなび
利用ユーザー数：非公開

使用データセット：

- ①観光情報強化
 - 文化財一覧
 - 観光施設一覧
 - イベント一覧
- ②便利マップ機能
 - 公衆無線LANアクセスポイント一覧
 - 公衆トイレ一覧
- ③緊急時対応情報
 - AED設置箇所一覧
 - 医療機関一覧
 - 指定緊急避難場所一覧

コメント：

現在は情報量の多い東京に特化したガイドサービスですが、各自治体の標準化されたオープンデータがあれば、それを元に翻訳やコンテンツ化をし、各地方でのガイドサービス展開スピードを速めることができます。

乗換案内シリーズ「行き案内」アプリ

電車やバスなどの公共交通と徒歩ルートで、目的地までの「行き方を案内する」サービスです。
徒歩ルートは地図・文字・音声を使ってナビゲーションします。
現在地周辺の観光スポット・飲食店・行政施設などを地図上で検索も行えます。



提供者：ジョルダン株式会社

ダウンロード数：10万件

使用データセット：

観光施設一覧

イベント一覧

公共施設一覧

コメント：

フォーマットがバラバラで、収集後の取り込みや調整に大きな手間、労力が必要となっている各種データを、各自治体が標準フォーマットでオープンデータとして公開していただけるのであれば大変ありがたいです。

